

京都市教育委員会規則の読点の表記を改める規則を公布する。

令和4年6月24日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第1号

京都市教育委員会規則の読点の表記を改める規則

この規則の施行の際現に効力を有する教育委員会規則において、読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式によるものは、それぞれ対応する規則による様式として作成されたものとみなし、当分の間、これらを使用することができる。

(教育委員会事務局総務部総務課)